

単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
(黒木、河北 222-3952)

件 名	産業廃棄物（廃プラスチック類）処理業務
予定数量	仕様書のとおり
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約条件	1 総則 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に施行すること。 2 処理の基準 各事務所の産業廃棄物（廃プラスチック類）の処理は、次により実施する。 (1) 受託者の条件 本業務の受託者は、京都市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可（中間処理）を受けていること。 また、R P F 製造施設を有していること。 (2) 処理方法 本業務の範囲は、固形燃料に再生するため中間処理（R P F 化）を行うこととし、処理後物は有価により売却できる性状まで処理すること。 (3) 搬入方法 ア 各事務所から排出される産業廃棄物（廃プラスチック類）の搬入は、京都市が別途契約する収集運搬業者が行う。 イ 搬入は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの毎週水曜日とする。 なお、各事務所からの収集運搬業者による収集作業は、同日の午前 8 時 5 0 分～正午、午後 2 時 3 0 分～午後 4 時 2 0 分の間に作業することを指示する。 (4) 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の交付 ア 本業務の受託者は、収集運搬業者から受領した紙マニフェストのうち、廃棄物受領時に必要事項を記入の上、B 1 票、B 2 票を収集運搬業者に手渡すこと。 イ 本業務の受託者は処理終了後、残る紙マニフェストに必要事項を記入の上、C 2 票を収集運搬業者に、D 票は各事務所にそれぞれ 1 0 日以内に送付すること。 ウ 本業務の受託者は、処理後物を売却した場合は売却先を記入の上、E 票を各事務所に 1 0 日以内に送付すること。 ※ 本業務は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の交付だけでなく、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムの利用も可とする。

契約条件	3 処理予定量 年間の収集予定量は1,800キログラムを見込む。ただし、これは予定量であり変動することがある。
	4 委託料 処理代金は、毎月の処理量（キログラム）に契約単価を乗じて算出し、京都市の指定する方法により請求すること。
	5 報告等 ア 本業務の受託人は、当月分の搬入日ごとの搬入量、処分結果報告書を翌月14日までに環境政策局まち美化推進課に提出すること。 イ 本仕様書に明記の無い場合または疑義を生じた場合においては、速やかに環境政策局まち美化推進課と協議すること。
	6 その他 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は別途協議する。

事務所一覧（マニフェスト返送先）

名称	位置	電話番号
東部まち美化事務所	京都市左京区高野西開町 34 番地の 3	7 2 2－4 3 4 5
山科まち美化事務所	京都市山科区小野弓田町 3 番地	5 7 3－2 4 5 7
南部まち美化事務所	京都市南区西九条森本町 50 番地	6 8 1－0 4 5 6
西部まち美化事務所	京都市右京区西院西貝川町 57 番地の 1	8 8 2－5 7 8 7
西京まち美化事務所	京都市西京区樫原秤谷町 37 番地	3 9 1－5 9 8 3
伏見まち美化事務所	京都市伏見区横大路千両松町 447 番地	6 0 1－7 1 6 1
生活環境美化センター	京都市南区西九条森本町 62 番地の 1	6 6 2－6 0 2 3
生活環境美化センター分室	京都市南区西九条森本町 37 番地	6 9 3－7 5 4 4

産業廃棄物 処分 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。
 ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 (事業の区分)	☐ 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受託者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	☐ 許可証のとおり
受託者が行う処分方法	☐ 許可証のとおり
受託者が行う処分の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり
※ 受託者の委託業務が中間処理の場合 最終処分地について、いずれか選択して☑を記入し、不備のないようにすること。 ☐ 最終処分先の許可証の写しを添付 ☐ 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	☐ 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	☐ 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり